

長建協発第492号
平成28年2月8日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公正な採用選考について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適正・能力に基づく採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発を行っております。

近年においては、社会全体における人権意識の高まりを背景に、企業の社会的責任として、労働者が個性や能力を十分に発揮できるよう取り組むことが求められており、公正な採用選考システムの確立は、その一環として益々重要になってきております。

しかし、依然として、採用面接時に本人の適性・能力に関係の無い家族の状況を尋ねる事案が多く見られます。こうした事案を生じさせないためには、人事担当者のみでなく採用選考に携わる方全員が、公正な採用選考に関する基本的な考え方を十分理解しておくことが求められます。

さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年4月から、募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供が義務づけられることとなっております。

つきましては、標記について、全建を通じ同省職業安定局長より別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、採用基準等の点検を含め就職の機会均等に向けた取組が一層推進されますようご協力方よろしくお願い申し上げます。